

## 自己資本規制比率の四半期毎の開示

【2017年12月31日現在】

金融商品取引法第46条の6第3項の規定に基づき、全ての支店に備え置き、公衆の縦覧に供するため作成したものであります。

1. 固定化されていない自己資本の額	24,101 百万円
2. 市場リスク相当額	50 百万円
3. 取引先リスク相当額	997 百万円
4. 基礎的リスク相当額	6,426 百万円
5. リスク相当額の合計額 (=2+3+4)	7,474 百万円
6. 自己資本規制比率 (=1/5)	322.4 %

(注)固定化されていない自己資本の額には、劣後特約付借入金が含まれており、明細は下記の通りです。

金額	契約日	弁済期日
10,000百万円	平成25年12月13日	平成35年12月17日
3,000百万円	平成27年 9月28日	平成37年 9月30日

三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社